

水道

地域のより良い水環境を守るために

☎ 水道課 下水道管理係 ☎476-1111 (194・195)

快適な生活環境のために ～浄化槽の法定検査を受検しましょう～

浄化槽は私たちの生活から排出された汚水を浄化し、きれいな水にして流すことができる装置です。日常的に(株)大隅衛生志布志に委託するなどして行う『保守点検』と『清掃』を必ず行い、さらに水質を維持するために定期的に『法定検査』を受けることが、地域のきれいな生活環境を守るために定められています。

①法定検査(定期検査:浄化槽法 第11条)とは

浄化槽の機能と維持管理状況(使用状況・保守点検・清掃)に問題が無いか検査します。また、浄化槽から放流される水が基準以下のきれいな水になっているか、浄化槽内の処理水を持ち帰り、より詳しい水質検査(BOD)を実施します。

※BODとは生物化学的酸素要求量の略であり、水の汚れの程度を表す指標です。合併処理浄化槽は1リットルあたり20mg以下という基準が定められています。

※現場での作業は比較的短時間ですが、水質の分析は1週間程度かかります。

区 別	内 容	人間で言えば…	車でいえば…
保守点検 (日常)	機能を保つためのメンテナンス作業(消毒液の補充、モーターの点検など)	日常の健康管理 (通院等)	ガソリン補給や オイル交換
法定検査 (定期)	維持管理状況および放流される処理水の水質検査(BOD)	定期健康診断 (人間ドック等)	車 検

浄化槽の設置から適正管理への流れ



注: 使用開始検査の申込は、浄化槽設置の届出の際に工事業者を通じて提出されています。必ず使用開始検査(法第7条)を受検してください。

②定期検査料金(5人槽～10人槽)

・基本検査(ガイドライン検査)

単独処理浄化槽	合併処理浄化槽
4,000円 4年に1回	5,000円 4年に1回

・採水員検査

単独処理浄化槽	合併処理浄化槽
3,000円 4年に3回 (当面4年に1回)	3,000円 4年に3回 (当面4年に1回)

※検査対象となった浄化槽については、事前に指定検査機関から日程通知がありますので、必ず受検していただきますようお願いいたします。(令和2年4月から検査手数料改定)

【お問い合わせ先】

(公財)鹿児島県環境保全協会

☎099-296-9002

